

災害廃棄物処理にどう臨むか

東日本大震災は東北のみならず、千葉県や茨城県など関東地方にも被害をもたらした。津波や液状化で大きな被害を受け多量の災害廃棄物が発生した千葉県旭市では、合計6カ所の仮置き場を設けて搬入作業を進めており、今月中にはおおむね仮置き場への搬入を終了する計画だ。すでに仮置き場で分別後処理施設に搬出してのリサイクルや処理処分も順次開始。これらの作業については千葉県産業廃棄物協会の会員企業に委託している。同市では年度内に処理を終えることを目指しているが、早くから産業処理業界の協力を得たことがその後の処理の進捗に影響しているようだ。

(黒石修)

同市は震災発生後、5万トで、搬入は比較的順受け入れ期限を今月末と力所に仮置き場を設置し、調に進んでいる。最終的に「それまでに

年度内に処理完了を目指す

仮置き場搬入
年内に終了
業界が全面的支援

従来からあった飯岡漁港仮置き場の空きスペースで同日から受け入れを再開した。現在2カ所で受け入れを行っており、6カ所合計の搬入量は10万ト前後となっている。当初の発生見込みは10

にどの程度の廃棄物が発生するかについて同市環境課の担当者は、「液状化の影響を受けた建物が今後どの程度解体されるかが不透明なので、読めない面がある」と話す。ただ、一応仮置き場での

千葉県旭市の災害処理(上)

行政の取り組み

はほぼ受け入れは収束するのでは」としている。「これ以上は仮置き場を増やさないと済むだろう」とみる。今月までにどうしても間に合わないものについては個別に相談を受け付けるが、それも今年中にはめどを付け、最終的な処理を今年度中に終了することを目指す。仮置き場では分別作業

が進められており、木くず、がれき類(コンクリートがらなど)、金属くず、可燃ごみ(紙くず、家具などの木くず)、可燃ごみ2(畳、布団など)、不燃物(瓦、陶磁器、ガラスなど)、分別後の混合廃棄物、家電類、処理困難物(消火器、タイヤなど)の9種類に分別されている。アスベストを含む有している波型スレートなどについては、受け入れを行っていない。分別作業が終わったものについては、処理施設への搬出を順次始めている。災害廃棄物は通常一般廃棄物扱いだが、同市では県とも相談し、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を県と結んでいる千葉県産業廃棄物協会の支援を受けること



現在は2カ所の仮置き場で受け入れを行っている。市では今月中には搬入は収束すると見ている(写真は飯岡漁港の仮置き場)

した。環境課では、「これまで経験したことのない発生量であり、市の焼却施設では処理できない状況だった。また、実際に出る廃棄物は建物のがれきなど産業と同じものであったので、産廃協会の協力を得ることにした」としている。

災害廃棄物に取り組んできた環境課の担当者は、「これまで経験のない量が発生した中で、通常業務をこなしながら従来の人員で対応してきたので、なかなか厳しい面があった。災害廃棄物対策班のようなものを設置して対応できれば、よりスムーズに進んだのでは」との感想を漏らす。今後の課題としては、「処理困難物をどうするか。また、津波によって打ち上げられ、様々なものが混入している砂の処理もめどが立っていない」とする。また、住宅地が近い仮置き場については臭気などの問題もあるので、できるだけ早期に処理することが求められる。いくつかの課題を抱えながらも、処理業界の協力を得て年度内の処理を目指す。

(取材日・8月31日)